

郡山市自治会連合会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、郡山市自治会連合会（以下「本会」という。）と称し、事務所を郡山市役所市民協働推進課内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、住民の融和と連帯を基調とする町内会（自治会、区等を含む。）地域連合組織相互の緊密な連絡調整を図るとともに、市政との円滑な協力関係を推進し、心豊かで住みよい郡山市づくりに寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、郡山市内の町内会連合組織をもって組織する。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各地域連合組織の助成と連絡調整に関すること。
- (2) 組織運営など町内会等に共通する問題についての調査研究と情報交換に関すること。
- (3) 町内会等の活動運営の円滑化を図るために必要な助言に関すること。
- (4) 関係行政機関その他の団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事項。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事（会計理事を含む。）
- (4) 監事

(役員の選出等)

第6条 役員の選出等は次のとおりとする。

- (1) 会長1名、副会長2名、会計理事1名及び監事3名は、理事の互選により選出する。
- (2) 理事は、次の基準により選任する。
 - ア 郡山中央町内会連合会から選任された者 12名以内
 - イ 行政センター所管区域の各地域連合組織の代表者（大槻・富田行政センターを除く。）12名以内
- 2 役員に欠員を生じたときは、補充することができる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠又は増員の役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならぬ。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序で、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会の円滑な運営を図り、会務を執行する。
- (4) 会計理事は、会の円滑な運営と会務の執行にあたるほか、収支管理を担当する。
- (5) 監事は、会務及び会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 前項に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、別に定める。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び臨時総会並びに役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催し、臨時総会並びに役員会は、会長が特に必要があると認めたとき、会長が招集する。
- 3 会議の議長は、会長があたる。
- 4 会議は、過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意を得て決し、可否同数のときは議長が決定する。

(専決)

第12条 総会若しくは役員会で決定する事項について、緊急を要するものは会長はこれを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分した事項については、次の総会若しくは役員会において報告し、その承認を求めなければならない。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、地域連合組織を単位とし、毎年所定の額を徴収する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、役員会で定めることができる。

附 則

この会則は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年7月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年7月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年6月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年6月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年7月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年7月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年7月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年7月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年7月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年7月8日から施行する。